

産業廃棄物処分委託基本契約書

印 紙

排 出 事 業 者 : _____ (以下「甲」という。) と、

処 分 業 者 : 株式会社 まるさセンター (以下「乙」という。) は、

甲 の 事 業 場 : _____ から排出される産業廃棄物の

処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は処理業務の遂行にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市: 福島県
許可の有効期限: 令和9年3月26日
事業範囲: 中間処理(焼却)
産業廃棄物の種類: 別紙のとおり
許可の条件: なし
許可番号: 第00720000091号

〔特管〕

許可都道府県・政令市: 福島県
許可の有効期限: 令和10年8月26日
事業範囲: 中間処理(焼却)
産業廃棄物の種類: 別紙のとおり
許可の条件: なし
許可番号: 第00770000091号

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種 類 : _____
 予定数量 : _____
 単 価 : _____

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②のいずれかを選択すること)

① 輸入廃棄物 : (無)

② 輸入廃棄物 : 有 _____

4. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は甲から委託された前項の産業廃棄物を、次のとおり処分する。

事業所の名称 : 株式会社まるさセンター
 所在地 : 福島県南相馬市原町区上北高平字入道迫 125 番地 1
 処分の方法 : 中間処理 (焼却)
 施設の処理能力 : 28.8 t / 日 (24 時間)

5. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分 (予定) を、次のとおりとする。

種 類	最終処分先の番号	事業場の名称	所 在 地	処分方法	施設の処理能力
もえがら ばいじん	12430072849	株式会社クリーンテック	①福島県福島市飯坂町中野字赤落 27 番 外 ②福島県福島市飯坂町中野字朴沢 41 番 外 10 筆 福島県福島市飯坂町中野字一本櫓 2 番 外 7 筆	管理型埋立	①埋立地面積 47,800 m ² ①埋立容量 752,608.95 m ³ ②埋立地面積 104,600 m ² ②埋立容量 1,752,000 m ³
もえがら ばいじん	09430038881	ひめゆり総業株式会社	福島県いわき市内郷宮町 町田 101 番 1 外 40 筆	管理型埋立	埋立地面積 83,039 m ² 埋立容量 1,341,198 m ³

6. (搬入業者)

第 2 条第 2 項の産業廃棄物の第 2 条第 4 項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名 : _____
 住 所 : _____

[産廃]

[特管]

許可都道府県・政令市 : _____ 許可都道府県・政令市 : _____
 許可の有効期限 : _____ 許可の有効期限 : _____
 事業範囲 : _____ 事業範囲 : _____
 産業廃棄物の種類 : _____ 産業廃棄物の種類 : _____
 許可の条件 : _____ 許可の条件 : _____
 許可番号 : _____ 許可番号 : _____

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 甲及び乙は、甲が乙に対し産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成 25 年 6 月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有廃棄物が含まれる場合には、その事項
 - キ 水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合には、その事項
 - ク 水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その事項
 - ケ その他取扱いの注意事項
2. 甲は委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は乙に対し、速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成 25 年 6 月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。また、電子マニフェストを利用する場合は、電子情報を印字の上、廃棄物とともに引き渡す、もしくは電子情報の登録内容に相当する内容を記載した受渡確認票を廃棄物とともに引き渡す事とする。
5. 甲は次の産業廃棄物について契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の報酬を支払う。
2. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1） 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

（2） 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（暴力団等の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、自己または自己の代表者、責任者又は実質的に経営権を有するものまたは自己のその他職員が現在次の各号いずれにも該当しないことを表明・保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- （1） 暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下「犯罪」という）に該当する罪を犯した者、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）に属すること。
- （2） 反社会的勢力が経営に実質的に関与すること。
- （3） 反社会的勢力を利用すること。

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をすること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係有すること。
- (6) 自らまたは第三者を利用して相手方または相手方の関係者に対して詐欺、暴力的行為、脅迫的
行為、犯罪に該当する罪に該当する行為を行なうこと、あるいは、偽計または威力を用いて相
手方の業務を妨害すること。
- (7) 代表者、役員、実質的に経営権を有する者、責任者等が、前各号のいずれかに該当すること。

1. 甲及び乙は、相手方が前各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず直ちに本契約の全
部または一部を解除することができる。
2. 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じて何らこれを賠償
ないし補償することは要しないが、契約解除をおこなった当事者に損害が生じたときは、相手方は
その損害を賠償するものとする。

第14条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、
その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第15条（契約期間）（注：契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること）

- ①この契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 年間とし、
期間満了の1ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、
同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。
- ②この契約は、有効期間を令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙 福島県南相馬市原町区上北高平字入道迫 125 番地 1
株式会社 まるさセンター
代表取締役 佐藤 光正